

令和3年4月26日（月曜日）

美里町議会議会運営委員会会議録

美里町議会議会運営委員会会議録

---

令和3年4月26日（月曜日）

---

出席委員（6名）

委員長 村松秀雄君

副委員長 平吹俊雄君

委員 吉田眞悦君

福田淑子君

鈴木宏通君

千葉一男君

---

欠席委員（なし）

---

委員外議員 我妻 薫君

議長 大橋 昭太郎君

---

説明のため出席した者

町長 部 局

総務課長 佐藤 俊幸君

企画財政課長 佐野 仁君

---

議会事務局職員出席者

事務局長 今野 正祐君

事務局次長兼議事調査係長 齊藤 美穂君

---

令和3年4月26日（月曜日） 午前9時24分 開会

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 議長からの諮問

美里町議会4月会議について

- 1) 議案等について

報告 3 件

議案 4 件（条例改正 3 件、補正予算 1 件）

2) 議員発議について

3) 会議の期間及び議事日程について

期間 4 月 27 日（火） 1 日間

4 その他

委員会条例等の改正について

5 閉 会

午前9時24分 開会

○委員長（村松秀雄君） おはようございます。ただいまから議会運営委員会を開催するわけですが、新しい総務課長さんと新しい事務局長と顔が変わっておりますので、立ち位置も変わったということで、今日が初めての総務課長さんの御出席だと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

コロナのほうも徐々にではありますが、県内下がってきておりますが、蔓延防止、これが5月の11日、1週間ですかね、延びました。ということで、今から外のお仕事が多くなる方もいらっしゃると思っておりますけれども、外のほうは大丈夫ですからというふうに考えて行動されてはいかかなというふうに思います。コロナについては、皆さん篤と気をつけておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、座って始めさせていただきます。

ただいま当委員会全員出席でありますので、委員会は成立しております。

また、委員会規則第27条の規定により、委員外議員として副議長の出席を求めています。

早速、3番議長からの諮問、美里町議会4月会議についてということで、1)の議案等について、執行部から説明をお願いしたいと思っております。

本日は、総務課長さんと企画財政課長さんの御出席をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君） おはようございます。総務課の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。4月会議に何とぞ御指導のほど、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、早速ちょっと座らせていただきまして説明をいたします。

まず、報告第1号でございます。専決処分報告について、専決第9号美里町税条例等の一部を改正する条例でございます。

地方税法等の一部を改正する法律地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和3年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることとなりました。

今回の主な改正点につきましては、個人町民税においては、均等割の非課税限度額の基準を判定する扶養親族の範囲の見直し、それと住宅借入金等特別税額控除の適用期限が延長されることとなりました。固定資産税においては、宅地等の負担調整措置について令和5年度まで現行の仕組みを継続することとしております。その上で新型コロナウイルス感染症拡大による社会経済活動や国民の生活環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点

から令和3年度に限り負担調整措置等により課税標準額が増額する宅地等につきましては前年度の課税標準額に据え置く特別な措置が講じられております。

また、軽自動車税におきましては、環境性能割の税率を臨時的に低減する適用期限が令和3年12月31日まで延長されております。

こうした法律等の改正に伴い本条例等を改正する必要があったことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告いたすものでございます。以上でございます。

○委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。いろいろ税条例のほう変更になっております。

上位法の改正によりということございましたので、これについて何か質問等ございますでしょうか。福田委員。

○委員（福田淑子君） これは報告なので、今回の非課税の範囲というのが、なぜこういうふうに変ったのかという部分については、説明はされないんですか。説明をされながら報告してもらえると理解できると思うんですけども。

○委員長（村松秀雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君） その部分を口述のほうにプラスをさせていただきたいなというふうに思います。

○委員長（村松秀雄君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほか、気づいたところございませんでしょうか。（「専決質問できるんだよね」の声あり）報告だから詳細は聞かれないから。

○委員（吉田眞悦君） できるんです。

○委員長（村松秀雄君） ちょっと休憩します。

午前9時31分 休憩

---

午前9時33分 再開

○委員長（村松秀雄君） 再開をいたします。

ほかございませんでしょうか。吉田委員。

○委員（吉田眞悦君） この関係については、結局は上位法の関係で地方税法の一部を改正する法律が4月1日から施行されたことによるということなんだけれども、その施行期日の関係なんですけど、一部、その中の一部が令和4年1月1日施行ですよというのと、もう一つは3年後の令和6年1月1日施行ですよという部分が一緒に盛り込まれると。ですから、令和3年4月

1日からの施行については、当然それは議会でも認めてる範疇に入るんだけど、極端な話、この6年1月1日という部分というのも、当然全て関連するからこうだということになるのは分かるんですが、改めてこの部分を分けて提出するというにはならなかったという理由もあるんでしょから、その点についても説明をするべきじゃないんでしょうか。

○委員長（村松秀雄君）　ということで、令和6年度からの適用部分、まず前倒しでここに入れたということで、なぜ別立てでできなかったのかということでございますが、いかがでしょうか。（「ちょっと休憩を……」の声あり）

休憩いたします。

午前9時34分　休憩

---

午前9時39分　再開

○委員長（村松秀雄君）　再開をいたします。

では、総務課長。もう一度簡略に。

○総務課長（佐藤俊幸君）　それでは、今の点につきましては、また口述のほうで、その施行日が遠いものもありますけれども、今回なぜ一体的に提案というか、専決処分したかという部分も口述の中に織り込ませていただきたいというふうに思います。

○委員長（村松秀雄君）　吉田委員、よろしいですか。はい、ありがとうございます。

ほか、ございませんでしょうか。

それでは、なければ次に参ります。専決の第10号ですね、都市計画税の条例の改正でございます。はい、総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君）　それでは、報告第3号専決処分の報告について、失礼しました。飛ばしてしまいました。申し訳ございません。報告第2号です。専決処分の報告について（専決第10号）美里町都市計画税条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることとなりました。

主な改正点は、宅地等の負担調整措置について現行の負担調整措置の仕組みが3年延長されることから都市計画税についても適用されるものであります。また、条項の一部が削除されたことにより項ずれが発生したため本条例の引用条項の整備を行うものであります。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、納税者の負担軽減を図る観点から令和3年度分の宅地等の課税標準額を前年度の課税標準額に据え置く特別な措置が都市計画税に

についても講じられております。

これに伴い、本条例を改正する必要があったことから地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告いたすものでございます。

○委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。それでは、専決第10号の都市計画税条例でございます。これについて何か御質問ありますでしょうか。（「ありません」の声あり）よろしいですか、皆さん。はい。

それでは、次、報告第3号に参ります。これも専決でございます。

これについては、南郷病院の診療報酬ですね、先日の全協のほうで詳しく御説明いただきましたが、議案として総務課長、よろしく願いいたします。

○総務課長（佐藤俊幸君） 続きまして、報告第3号専決処分の報告について（専決第11号）権利の放棄についてでございます。

美里町立南郷病院診療報酬一部負担金等の未収金のうち、2件、未収金総額4万3,550円は平成27年7月22日に入院し、平成27年10月16日に退院した患者1人の平成27年9月分及び10月分の入院費であります。この患者様は他院への転院のため退院されましたが、平成28年3月17日に死亡し、納入を行うとしていた同居の親族には再三の電話催告等を行いましたが、納入には至りませんでした。また、催告のため自宅訪問を続けていたところ、同居されていた親族は生活保護の受給が開始されたことを確認しました。その後、滞納者の実態調査を進め、令和2年4月9日に美里町債権管理条例第13条第1項の規定により徴収停止としておりました。

しかし、その後においても弁済できる見込みがないと認められたことから……。

○委員長（村松秀雄君） ちょっとお待ちください。マイク替えて。

○総務課長（佐藤俊幸君） しかし、その後においても弁済できる見込みがないと認められることから、美里町債権管理条例第21条第1項の規定により権利を放棄することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告いたします。というものでございます。

○委員長（村松秀雄君） 以上、説明が終わりました。これについては、全協で詳しく資料も頂いて把握しておりますので、何かほかにあれば。（「ありません」の声あり）よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次に参ります。それでは議案に入ります。

議案第1号です。美里町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

○総務課長（佐藤俊幸君） それでは、議案第1号でございます。美里町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例になります。美里町固定資産評価審査委員会への審査申出書等関係書類に押印を要さないことについて、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、私総務課長から御説明申し上げます。ということでございます。

○委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。資料の29ページの4条の4を削るということで、押印が必要ないですよということでございますね。

これについて、何かございますでしょうか。

なければ、次に参ります。議案第2号、美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正でございます。説明をお願いいたします。

○総務課長（佐藤俊幸君） それでは、議案書15ページの議案第2号でございます。美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が令和3年3月22日に公布され、令和3年4月1日から施行されたこと、及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和3年3月23日に公布され、令和3年7月1日から施行されることになりました。

改正により、省令第6条第5項において、同条第1項第3号を適用しない場合に確保することとされている連携協力を行う施設又は事業所に「国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所」を加えること等の改正が行われたことから所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、子ども家庭課長から御説明申し上げます。以上でございます。

○委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。これについて、何かございますでしょうか。

これも一時的に7月から先行の部分と分かれて2段階で日付が変わってますので、4月1日と7月1日ということですね。これについて、何かございますか。よろしいですか。

なければ、次に参ります。議案第3号、美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例改正でございます。総務課長、お願いいたします。

○総務課長（佐藤俊幸君） それでは、議案第3号について御説明いたします。議案第3号は美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が令和3年3月31日に公布され、



令和3年4月1日から施行されました。

改正により、府令第42条第5項において、同条第1項第3号を適用しない場合に確保することとされている連携協力を行う施設又は事業所に「国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所」を加えることとなったことから所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、子ども家庭課長から御説明申し上げます。以上でございます。

○委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。これについて、何か御説明等ありましたらお願いいたします。

それでは、なければ次に参ります。議案第4号、一般会計補正予算でございます。それでは、企画財政課長、お願いいたします。

○企画財政課長（佐野 仁君） 企画財政課の佐野でございます。本議会につきましても御指導のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

私のほうから、補正予算1件について説明させていただきます。座って説明させていただきます。

議案第4号令和3年度美里町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。議案書につきましては18ページから、資料編につきましては38ページとなります。

まず、議案書の19ページお開き願います。

予算本文第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,508万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億221万4,000円といたしました。詳細につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

初めに、歳出についてでございます。議案書の30ページ、31ページお開き願います。30、31です。

2款総務費に611万3,000円追加いたしました。1項総務管理費、まちづくり推進費にコミュニティ活動助成金460万円、新型コロナウイルス感染症対策費に施設用備品購入費139万7,000円、それぞれ追加いたしました。コミュニティ活動助成金につきましては、不動堂4区自治会と福ヶ袋区会が実施するコミュニティ活動のための備品整備に対して自治総合センターコミュニティ助成金を財源に町が助成を行うものであります。

3款民生費に134万4,000円追加いたしました。2項児童福祉費の児童福祉総務費に施設型給付費負担金（私立保育所）134万4,000円追加いたしました。

4款衛生費に504万3,000円追加いたしました。1項保健衛生費の新型コロナウイルス感染症対策費に会計年度任用職員報酬378万3,000円追加いたしました。

7 款商工費に 1 億237万2,000円追加いたしました。

次のページ、32ページ、33ページお開き願います。

1 項商工費の新型コロナウイルス感染症対策費に新型コロナウイルス感染症対応感染拡大防止時短要請協力金 1 億168万円、新型コロナウイルス感染症対応感染予防対策強化補助金160万円、それぞれ追加いたしました。

8 款土木費に46万9,000円追加いたしました。4 項都市計画費の都市計画総務費に令和 3 年 3 月に発生した宮城県沖を震源とする地震により損傷した小牛田駅東西自由通路の修繕料46万9,000円追加いたしました。

10款教育費で25万9,000円減額いたしました。2 項小学校費の学校管理費で学校医報酬41万6,000円減額いたしました。これは不動堂小学校と南郷小学校の眼科の学校医について民間の医療機関の医師から公立の医療機関の医師に変更することに伴うものであります。3 項中学校費の学校管理費で学校医報酬48万4,000円減額いたしました。これは町内の 3 中学校の眼科の学校医について、同じく民間の医療機関の医師から公立の医療機関の医師に変更することに伴うものでございます。4 項幼稚園費の幼稚園費に令和 3 年 2 月に発生した福島県沖を震源とする地震により損傷したこごた幼稚園の児童用トイレ修繕料64万1,000円追加いたしました。

次に、歳入について御説明申し上げます。議案書28ページ、29ページにお戻り願います。28、29です。

14款国庫支出金に570万3,000円追加いたしました。2 項国庫補助金の衛生費国庫補助金に新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金502万9,000円追加いたしました。

15款県支出金に 1 億193万3,000円追加いたしました。2 項県補助金の商工費県補助金に新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付事業補助金 1 億168万円追加いたしました。

18款繰入金に283万2,000円追加いたしました。2 項基金繰入金の財政調整基金繰入金に283万2,000円追加いたしました。

20款諸収入に461万4,000円追加いたしました。5 項雑入の雑入に自治総合センターコミュニティ助成金460万円追加いたしました。

以上が、補正予算の内容となっております。よろしく願いいたします。

○委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。

これ、一般会計の補正でございます。これについて、何か気づいたということがあれば願いいいたします。吉田委員。

○委員（吉田眞悦君） ちょっと 1 点だけ、新年度始まって 1 か月目の中での追加ということな

んですが、地震等の被害による修繕等々については、これは理解できます。ただ、コミュニティ助成関係の、これ当初予算に反映できなかったという、いつ決定されて、その中身について少しお知らせすべきではないかと思っておりますのでよろしくをお願いします。

○委員長（村松秀雄君） コミュニティ活動助成金ですね、これ当初予算のほうに計上できるものではなかったのかというところの説明をお願いしたいということです。

○企画財政課長（佐野 仁君） その辺につきましては、口述のほうで追加させていただきたいと思えます。

ちなみに、令和3年3月29日付で交付決定のほうが町のほうに来ております。

○委員長（村松秀雄君） 吉田委員。

○委員（吉田眞悦君） ですから、きちっと説明をしたほうがよろしいんじゃないかということです。

○委員長（村松秀雄君） その辺の詳しい説明をお願いしたいということでございます。

総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君） 町長の口述のほうにですね、その辺加えさせていただければと思います。（「ありがとうございます」の声あり）

○委員長（村松秀雄君） ほか、ございますか。

ちょっと休憩します。

午前10時00分 休憩

---

午前10時08分 再開

○委員長（村松秀雄君） では、再開をいたします。

この眼科、学校医の眼科医につきましては、経過等の詳細説明をぜひお願いしたいと思います。総務課長さん、よろしいでしょうか。

○総務課長（佐藤俊幸君） はい、そのようにさせていただきます。

○委員長（村松秀雄君） ほか、ございますでしょうか。ないようでございます。

それでは、執行部の方の御説明をここで終わらせていただきたいと思います。よろしいですね。聞き漏らしたことはないですね。

それでは、ここで一時説明のほう、説明終わりました、一旦休憩に入りたいと思います。

総務課長さん、企画財政課長さん、ありがとうございました。

休憩いたします。

午前10時08分 休憩

---

午前10時17分 再開

○委員長（村松秀雄君） それでは、再開をいたします。

次に、2）議員発議に入ります。

議会活性化調査特別委員会の中間報告を受ける形での議会会議条例の改正でございます。第2分科会委員長が提出者となります。これについては、中間報告は皆様のお手元の、この間ですね、議会活性化調査特別委員会での報告でございます。議発第1号として、それを受けまして会議条例です、2条の16人を13人に改めるというふうにしております。これについて、確認をお願いしたいと思います。提案理由もです、添えております。

休憩いたします。

午前10時17分 休憩

---

午前10時29分 再開

○委員長（村松秀雄君） 再開をいたします。

議発第1号につきましては、内容のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

次に、3）番の会議の期間及び議事日程についてでございます。

以上の議案等考慮いたしまして、会議の期間は1日、日程等につきましてはお手元の議事日程のとおりといたしたいと思います。いかがでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、1日といたしたいと思います。

次に、4番その他委員会条例等の改正についてでございます。この間の特別委員会の中間報告を踏まえまして定数が13人になるということで現行の委員会で、2つの委員会での人数の変更も出てまいります。そのほかにも議会運営委員会の人数やら議会だより編集特別委員会の人数やらです、いろいろ変更が出てまいりますが、その辺について、まずは常任委員会です、こちらの人数のほうを取り上げていきたいと思っております、本日は取り上げていきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員（福田淑子君） 特別委員会では可決したけれども、議決をしてから審議することではないのかなって思っています。あくまでも議決。議決前にみなしでは……。

○委員長（村松秀雄君） 13人に決まってからね。という御意見でございます。

確認します。そのほかの委員会条例等の規則の人数の部分の変更が当然出てまいります。先

日も議長、全協の中で少し触れられておりましたけれども、決まってからということで、議会運営委員会で協議に入るといふことによろしいですか。その確認だけ取っていきたいと思います。「議運ですんのね」の声あり」といふ、議長がうんうんとうなっているの。千葉委員、どうぞ。

○委員（千葉一男君） 議運でやるのは構わないと私も思うんだけど、人数の割り振りの問題だけじゃなくて、やり方まで踏み込んで検討する必要もある。何を言いたいかといふと、議決でもう、特別委員会も何も1回でやってしまうことも選択肢の一つじゃないかと私は思っているわけ。その辺を含めてやっちゃうの。

○委員長（村松秀雄君） いや、そこまで運営の仕方、流れの変更等というのも考えられましょうけれども、それは新しい議会構成の方でよろしいんじゃないかといふふうに思います。今決められることをやっぺいこうといふことです。ですから、来年の2月から新しくなったとして、いやこれではおかしいねという部分があれば、またそこで訂正をするなり変更するなりといふことも可能でございます。やり方等、人数だけじゃなくて、やり方についても。

○委員（千葉一男君） とりあえず手続だけを一応議運でやっぺいこうと。後のことについては……。

○議長（大橋昭太郎君） 委員会条例上は人数の振り分け、そこが基本的なところだと思うし、そこに関わる部分がどこまであるかといふ問題もあるんだらうけれども、一つには例えば議運が6人だと、議会だよりが6人といふような中でどういふ割り振り、13人になったことで、その辺はやっぱり議運でやるしかないと思う。

○委員（千葉一男君） とりあえずは、この人数が減ることに対する処置としては議運だけでやろうと。それから、機能分担とかいろいろなものについては、これから先の次の人たちでやっぺいこうと。とりあえず、やるかやらないかは別にしてですよ。

○議長（大橋昭太郎君） 特別変わるものはないと思うんだけど、今までのとおりの仕事をしなきゃないといふ部分については変わらなないと思うんだけどね。

○委員（千葉一男君） 仕事は変わらなないと思うよ、仕事は。仕事の量。だけれどもやり方、進め方は分科会方式でやるのか、いろいろここまで来るとあるんじゃないのかなと思ったんです。

○議長（大橋昭太郎君） だから、それが関わる部分が、例えば議会だよりの規則なりなんなりに関しても、人数減ればそっちも変わってくるか、そういう部分の精査をしなきゃないんだらうなといふことだけです。運営の仕方までといふのはどうなのかなとは思わんのです。

○委員（千葉一男君） もう一つ別なレベルだといふことね。

- 議長（大橋昭太郎君）　そこはどうなんでしょうか。
- 委員（千葉一男君）　いいですよ。あまり、ちょっとそう思ったからね。
- 委員長（村松秀雄君）　委員会として、今委員会条例等で人数の規定が入ってます。13人になったときにどういう人数振りで、現状のままでいいのか、考え直さなきゃいけないのかという部分を、議運のほうで取り上げて今後やっていきたいということでございます。よろしいでしょうか。吉田委員。
- 委員（吉田眞悦君）　結局委員会、条例だけじゃなく規則とかいろいろな、議会だよりもだし、また行財政は今度抜けるから活性化調査特別委員会は結局は議長を除く全議員、人数は何も明記してない。そして第1分科会で今まで常任委員会とか議会だよりのあれは人数関係ないんだよね。常任委員会化はそういうことだ。そういう人数と、ただ今の取組からすれば特に議会だよりの関係は副議長及び……（「副委員長」の声あり）副委員長、常任委員会の副委員長及び委員2名ということでやってるわけでしょう。そういう人数だけでなくそういう肩書的なことまで今なってるわけさ。だから単に人数だけの割り振りでなんのかな。だからそこまで、そいつは新しくなってからの議会で決めましょうと、あくまで人数だけは、例えば6人なら6人、現状のままでやっぱり必要だよとなれば、それで終わりということにするのかな。
- 委員長（村松秀雄君）　そういうことにしかならないかなと思うんだけどね。だからそこまで中身のほうまで入って考えて審査していつちやうと大変な……
- 委員（吉田眞悦君）　新しい議会が、担当が決まった委員構成、構成って人数、当選者が決まれば当然議員懇談会は初議会前にはするわけさ。だから例えばだけど、初議会前の議員懇談会の中でそれをきちっと決めて、そして初議会の中で最初に条例とか規則の改正を確認し合わないと、その次の、当然議長・副議長選挙はいいから、各常任委員会の割り振りとか委員長の互選とか、正副委員長の互選だな、そういうことについては影響してくるわけでしょう。だからあくまで最初の、今はとにかく定数それぞれの委員会のね、人数だけを決めますというだけの話でもっていくということでしょう。今の話は。だからあと議員懇談会の中で新しい議員さんにもその中身についても決めてもらおうと。それでいいのか。
- 委員長（村松秀雄君）　それしかないと思うんだ。
- 委員（福田淑子君）　それも含めて議決した後にもう一回集まって話し合えばいいんでないのですかと思うんです。
- 委員長（松村秀雄君）　分かりました。福田委員、ありがとうございます。

一応今日前振りということちょっと皆さん議決、13人の議決が終わった後に、また議運開

いて検討していただきたいと思いますので、今議論なったことを踏まえまして行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、ほか何かございますでしょうか。（「ありません」の声あり）

なければ、これをもちまして議会運営委員会を終了いたします。

副委員長、御挨拶をお願いします。

○副委員長（平吹俊雄君） 大変御苦労さまでございます。

昨日からですね、緊急事態が東京とか大阪出ました。第3回目のそういう宣言でございますが、ようやくですね、東京ではネオンですか、8時以降消灯するというようなことで、私もやはりそのくらいの強い意志をもって最初からやればよかったのになと思っておりました。私がかねてから夜は電気を消せと思っていました。そのくらいの勢いでやらないと、やはり人が少なくなるのではないかなと、こう思っていた次第でございます。そういうことで、ネオンを8時以降消灯するというようなことですので、かなりその影響は出てくるのかなと思っております。一日も早くですね、コロナが収束するように期待したいと思っております。そして、オリンピックもできるようにお願いしたいなと思っております。

大変今日は御苦労さんでございました。

午前10時40分 閉会

上記会議の経過は、事務局次長兼議事調査係長齊藤美穂が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため、ここに署名いたします。

令和3年4月26日

委員長